

奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十号

奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

（就業環境の整備）

第七条の二 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第七条の三 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十九条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該救護施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を

検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該救護施設における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第七条の三の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第十九条第二項（新条例第二十七条、第三十三条及び第三十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。